

令和8年4月9日

## 信用保証の実績 (令和7年4月～令和8年3月)

### ■ 保証承諾

- ・保証承諾額は累計で3,193億円、前年比111.6%と前年度を上回った。
- ・資金使途別では運転資金2,699億円（前年比108.6%）、設備資金367億円（前年比131.6%）、運設併用資金127億円（128.2%）となった。
- ・昨今の人手不足やエネルギー・原材料価格高騰に対応するための運転資金、事業維持に必要な設備更新や生産性向上を目的とした設備資金の増加に加えて、金利上昇局面を踏まえ、将来の調達コスト上昇を見据えた前倒しでの資金需要も保証承諾額増加の要因と考えられる。
- ・業種別においても、すべての業種で前年度を上回り、増加率では不動産業が124.5%、次いでサービス業が115.8%、建設業が115.2%と高かった。

### ■ 保証債務残高

- ・保証債務残高は1兆1,101億円、前年比94.9%と前年度を下回った。
- ・令和2年度に取扱ったゼロゼロ融資の保証債務残高が前年比で1,044億円（22.8%）減少し、3,537億円となった。
- ・ゼロゼロ融資を除く保証債務残高が前年比で446億円（6.3%）増加していることに伴い、総体の減少ピッチは緩やかになっている。

### ■ 代位弁済

- ・代位弁済額は182億円、前年比101.2%と前年度を上回った一方で、代位弁済件数は1,751件、前年比94.8%と前年度を下回った。大口先の代位弁済が増加したため、1件当たりの代位弁済金額は増加した。
- ・業種別の代位弁済額では、製造業、卸売業、小売業、飲食業、サービス業、不動産業が前年度を上回った。
- ・地区別では、石狩振興局、上川総合振興局、胆振総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局を除くすべての振興局で前年度を上回った。

<お問い合わせ先>

総務部経営企画課 担当 土江(どえ)・玉村(たまむら)・牛戸(うしと)

TEL : 011-241-2535 (直通) MAIL : k\_kikaku@cgc-hokkaido.or.jp

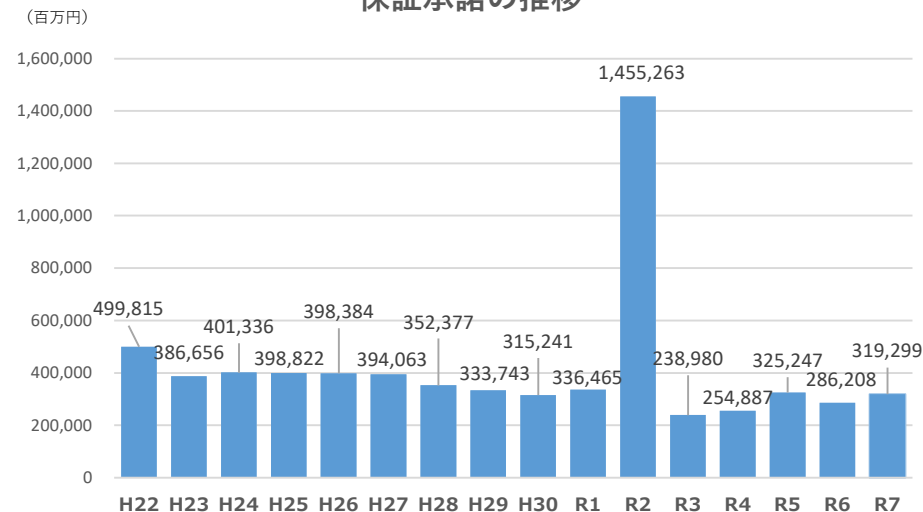
# 信用保証の実績（総括）

## 令和7年度（令和8年3月末）の保証実績

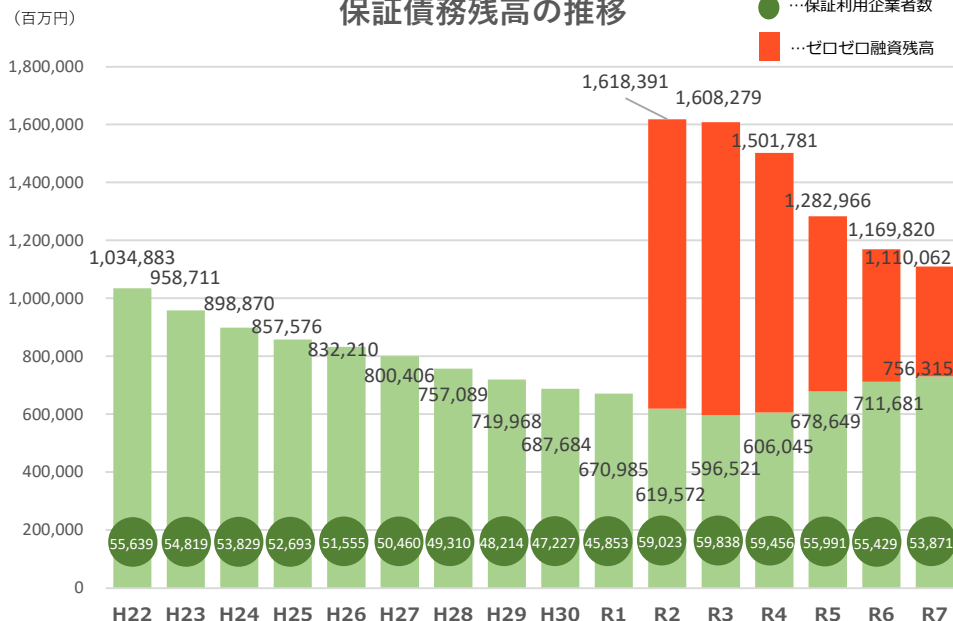
（単位：件、百万円）

	令和6年度		令和7年度		前年同月比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証承諾	22,617	286,208	24,513	319,299	108.4%	111.6%
保証債務残高	109,429	1,169,820	108,062	1,110,062	98.8%	94.9%
*うちゼロ融資	40,230	458,139	33,582	353,747	83.5%	77.2%
代位弁済	1,848	17,997	1,751	18,206	94.8%	101.2%
*うちゼロ融資	638	7,529	488	5,441	76.5%	72.3%

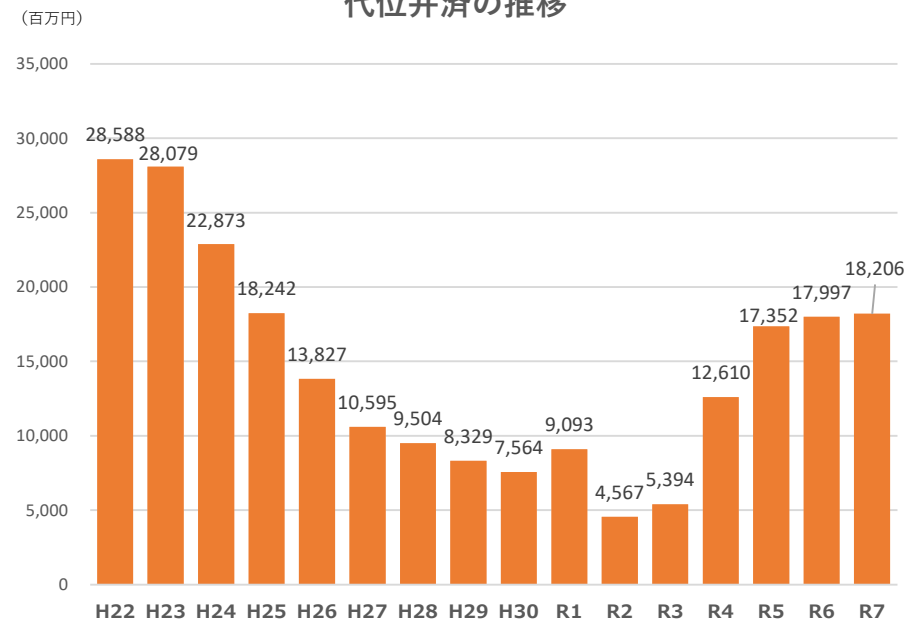
### 保証承諾の推移



### 保証債務残高の推移



### 代位弁済の推移

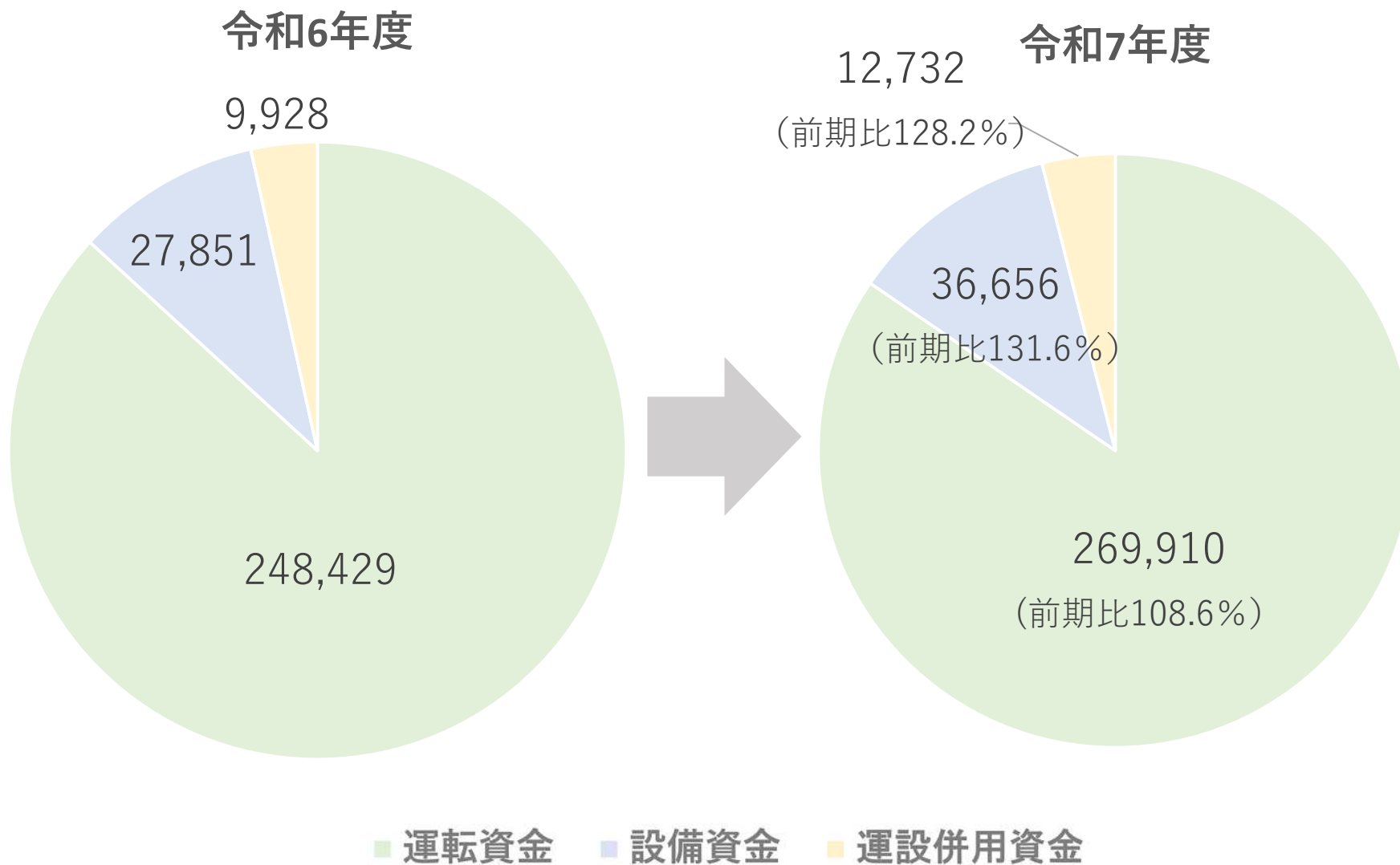


※ゼロゼロ融資とは、新型コロナウイルス感染症流行の影響によって売上が減少した事業者に対して、実質無利子・無担保で行った融資のこと。  
 北海道では令和2年5月に創設した中小企業総合振興資金「新型コロナウイルス感染症対応資金」として取扱いを開始。令和3年3月末で申込受付を終了している。

# 資金使途別の保証実績

## 保証承諾の推移

(百万円)



# 業種別の保証実績

## 保証承諾の推移

(百万円) グラフ上部の数字は前年同月比



## 代位弁済の推移

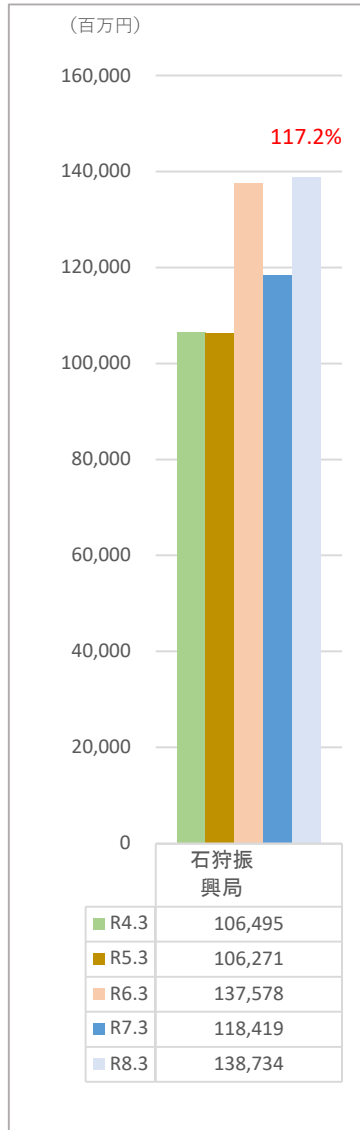
(百万円) グラフ上部の数字は前年同月比



# 地区別の保証実績

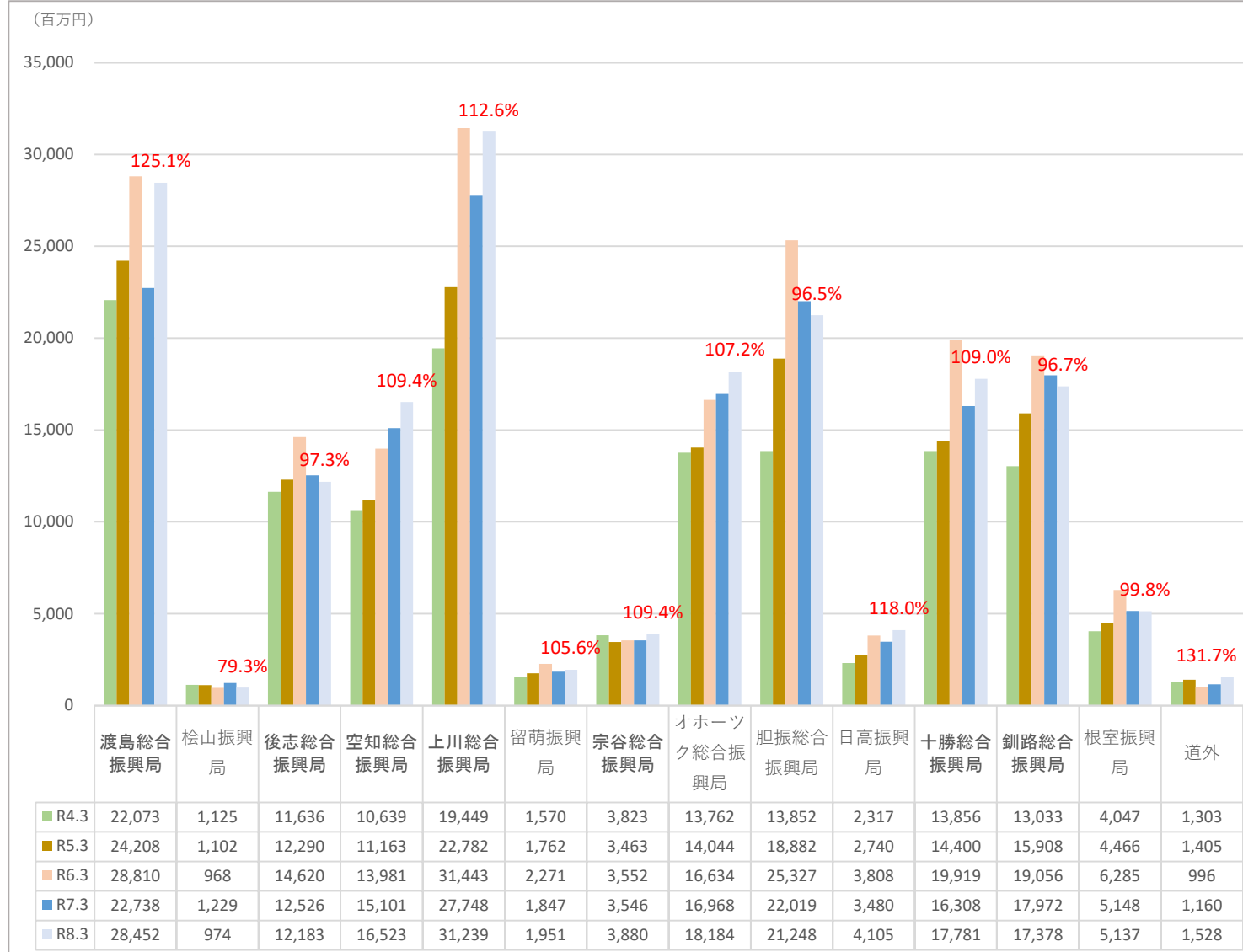
## 保証承諾の推移

石狩振興局



石狩振興局以外

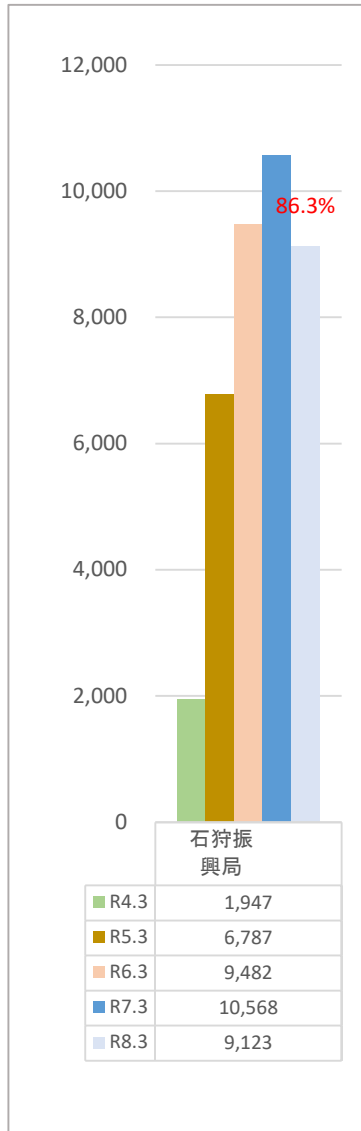
グラフ上部の数字は前年同月比率



# 地区別の保証実績

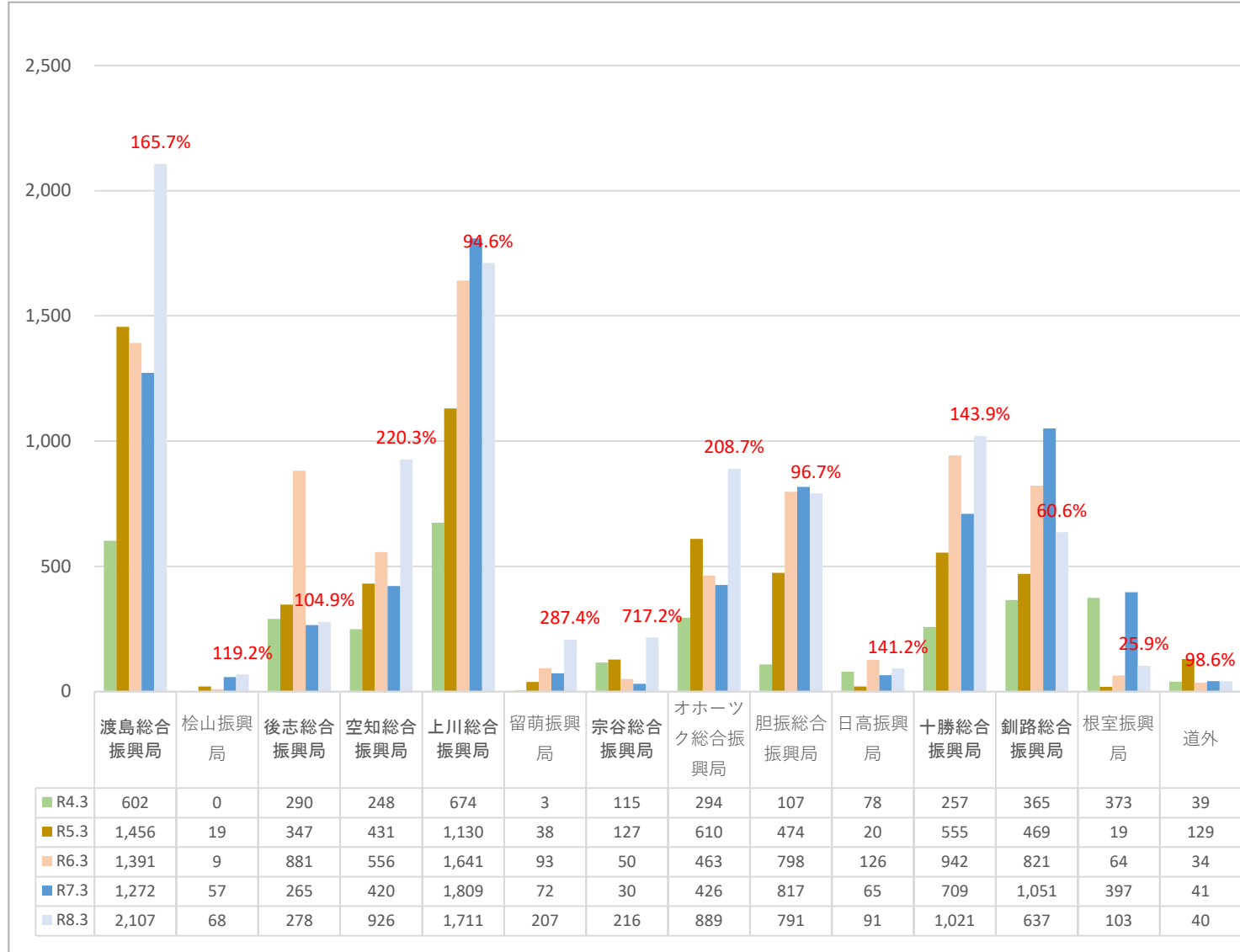
## 代位弁済の推移

石狩振興局



石狩振興局以外

グラフ上部の数字は前年同月比率



# モニタリング強化型特別保証の創設について

令和8年3月創設

令和8年3月16日から新たな保証制度「モニタリング強化型特別保証」の保証申込受付を開始しました。本制度は中小企業の皆さまが認定経営革新等支援機関（※）と連携して、月次で経営状況等を金融機関と当協会に報告することで、経営状況の変化を早期に捉え、金融機関と当協会による適時・適切な経営支援等に繋げることを目的としています。

※認定経営革新等支援機関…中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関など。

## ご利用いただける方

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する中小企業者

※当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限りま。

**ポイント1**  
経営状況の把握が可能です

税理士や金融機関と連携しながら、経営状況等を月次で把握できます。

**ポイント2**  
ニーズに応じた支援が受けられます

経営状況の変化を早期に捉え、適時・適切な経営支援等が受けられます。

**ポイント3**  
国から保証料の補助があります

通常の保証料率に対して約2分の1に相当する額を国が補助します。

## 保証料率

令和8年3月16日から令和9年3月31日までに保証申込した場合、適用される保証料率に応じて、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します。

※令和9年4月1日以降の保証申込については補助の有無を含め未定です。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
<b>事業者負担 (%)</b>	<b>0.95</b>	<b>0.88</b>	<b>0.78</b>	<b>0.68</b>	<b>0.58</b>	<b>0.50</b>	<b>0.40</b>	<b>0.30</b>	<b>0.23</b>

※条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助対象外となります。

## 制度概要

保証限度額	2億8,000万円 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 ※中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内
責任共有制度	責任共有対象
対象資金	事業資金
申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)
担保	必要となる場合がある
保証人	必要となる場合がある (法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)
融資利率	金融機関所定利率
添付書類	・信用保証協会所定の申込資料 ・モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書
取扱期間	令和8年3月16日から令和11年3月31日まで (保証申込受付ベース)